

東京亞細亞經濟研究所

京都帝國大學
經濟學部
內學

年四回
(二月、五月、八月、十一月)發行

東京亞細亞經濟叢論

第參卷 第一號

昭和十八年二月

イギリスの支那進出と重商主義……………	經濟學博士 高垣寅次郎
唐代民間に於ける度量器使用習慣の 實情と布帛測定尺の一實例……………	文學博士 那波利貞
東印度外國商業の特質……………	經濟學博士 目崎憲司
唐代の貨幣思想……………	經濟學士 穗積文雄
中國紡績事業の性格と 日華經營の對立……………	經濟學士 西藤雅夫
支那製絲業の生産形態……………	經濟學士 堀江英一
支那紡績勞働力の質的吟味……………	經濟學士 岡部利良

(禁轉載)

書肆 有斐閣 發賣

唐代の貨幣思想

——新舊唐書食貨志にあらはれたる貨幣思想——

穂 積 文 雄

目次

- 一、舊唐書食貨志にあらはれたる貨幣思想、貨幣本質觀、造幣、何を貨幣となすべきか、誰が貨幣を造るべきか、私鑄是非論、私鑄容認思想、張九齡の上奏、諸王に鑄を賜ふ、置樣爲準、私鑄公認、私鑄否認思想、黃門侍郎・裴耀卿、李林甫、河南少尹・蕭良等の思想、劉蕡の上奏、如何に貨幣を造るべきか、貨幣統一問題、布帛と公錢、公錢と公錢、公錢と私錢、私錢禁止、嚴罰、その困難、惡貨禁止、賞告、惡錢買上、置樣爲準、除陌の統一、貨幣價值、貨幣價值と物價、貨幣價值の騰落、貨幣價值を騰貴せしむるものとしての兩稅法、貨幣價值を下落せしむるものとしての私鑄惡錢、貨幣數量說、通貨調節策(A)增量策、(1)銅の増産(銅坑開發)、(2)銅器溶解、(3)舊錢兼行、(4)私鑄禁止、(5)銅器製造禁止、(6)私鑄容認、(7)滯藏非議、(8)錢所有額制限、(9)便換、(10)政府錢の放出、(11)省陌、(12)大錢(虛錢)、(13)廣義の通貨調節(物品貨幣・便換)、(B)減量策、(1)私鑄防壓、(2)惡錢驅除
- 二、新唐書食貨志にあらはれたる貨幣思想、はしがき、私鑄容認思想、張九齡、信安郡王祿、飛錢、省陌

一 舊唐書食貨志にあらはれたる貨幣思想

舊唐書・食貨志を繙いて、そこに貨幣思想をさぐるとき、われ／＼は、まづ貨幣の本質が交易の手段たる流通財なるところにあり、従つてそれは、また價值の尺度たる役目をも果し、重要不可缺の存在であるといふことに對

する深い理解の漲れるをみる。試に掲げれば次のごとくである。

泉布の興る、その来るや自から久し、實に古今の要重にして、公私の寶用たり、(乾封二年正月の詔)
鑄の用たる、これを行ふことすでに久し、公私の要便これよりはなほだしきはなし、(高宗の語)

古は萬邦の貨を聚め、九府の法を設け、もつて天下を通じ、もつて生人に便す、もし輕重中を得ばすなはち利知るべし(開元六年二月の勅)

錢貨の用、有無を通ずる所以、輕重の權、踰越を禁ずる所以、故に周、九府の法を立て、漢、三官の制を備ふ、永く便に處するをいふ、必ず宜しきに從ふあり、云々(天寶十一載二月の勅)

鑄貨の興る、その来るや久し、代々沿革あり、時に重輕をなす、周、九府を興し、實に流泉の利を啓き、漢五銖を造り、亦改鑄の法を弘む、必ず小大をして兼ね通ぜしめ、母子相權り、事、公私に益あり、理宜しく通變に循ふべし、云々(乾元元年七月の詔)

泉貨の法義は流通にあり、云々(元和三年六月の詔)

泉貨の設けらるゝや、故、常規あり、將て輕重をして宜しきを得しむ、これをもつて斂散節あり、必ずその變を通じ、もつて人に利あり、云々(元和十二年正月の勅)

泉貨の義、貴ぶところは通流なり、(長慶元年九月の勅)

すでに、貨幣の本質が理解され、その必要が識認されるならば、こゝに貨幣が造出せらるゝは言をもちひぬところではなければならぬ。しからば貨幣の造出については、いかなる考へがみられるか。われ／＼はこれをしばらく、何を貨幣とするか、誰が貨幣を造るか、如何に貨幣を造るかの諸項に分けてうかゞはふ。

まづ何を貨幣とするかについては、錢、とくに銅錢をもつて貨幣となすべしと考へられたことはあらためて説くまでもない。それは上述の貨幣の本質觀のところにおける貨幣がほとんどいづれも錢を意味してゐるによりても明らかであらう。しかし、もし、そこにみいだされる思想が、たゞ錢をもつて貨幣とすべしとするものにとど

まるならば、われ／＼はそこに別に注意をひかれるものをみぬといつてよいかと思ふ。しかし、そこには、それ以外のものがある。それでわれ／＼はそれについて述べねばならぬこととなる。ではそれはいかなるものであるか。それはすなはち布帛をもつて貨幣とすべしとする考へである。例をあげれば次のごとくである。

元和六年二月、公私の交易を制す、十貫錢以上、すなはち、須らく、匹段を兼用すべし、云々

また、元和十五年八月の中書門下の奏に

今もし兩税、盡く匹段を納め云々

とある。税を實物で納付することは一般的にいへば必ずしもそのものが貨幣となされたことを意味せぬ。しかし兩税法の特徴は錢納にある。そしてこの錢納における錢に代ふるに布帛をもつてするのであるから、こゝに匹段を用ふるのは、それが錢に代はるもの、すなはち貨幣として用ゐられるものと解してよいかと思ふ。もつとも、兩税における錢納の弊害にかんがみるところありて物税にかへるのではないかと考へられうるが、しかし、それなら、布帛よりもむしろ穀物、すくなくとも穀帛が用ゐられるものと考へられるのに、布帛のみを意味する「匹段」なる文字が使はれてをり、それに、前掲のごとく、そのすこし前に、すでに、交易の手段として布帛を用ゆべきことがいはれてゐることをあはせ考ふれば、やはり、これにおいて、布帛をもつて貨幣となす思想をうかゞひ得るとしてよいのではあるまいか。

かく、われ／＼は布帛をもつて貨幣とすべしとする思想をみることが出来る。だが、それは布帛をもつて貨幣にせよといふだけで、別に錢を廢して布帛とせよといふのではない。いな、それは布帛を錢と兼用せよといふも

のである。そして、布帛は大取引に使用せよといふのである。だから、ここに、布帛をもつて貨幣となすべしとする思想は、後漢や晉や北魏においてみたるがごとく、布帛と錢の優劣論をたゞかはすものとは趣を異にする。しかしながら、それは、なほ、貨幣經濟の充分な發展をなしたる社會になりたつ貨幣思想とはいひ難いといふを妨げぬであらう。

以上、われ／＼は何を貨幣とするかに關する思想をうかゞつたのであるが、では次に、その貨幣は誰が造るべきものとせられるか。貨幣は誰が造るべきかの問題は換言すれば造幣權の歸屬に關する問題である。そして、この場合、それは布帛については問題とならぬから、こゝに貨幣といふは錢を意味せねばならぬ。それでそれは、錢は誰が造るべきかといふことに歸し、從つて、要するに、私鑄是非の問題にほかならぬ。ではそれについていかなる意見をきくことができるか。まづ私鑄容認論からうかゞつてみよう。

私鑄容認の考へは、開元二十二年、中書侍郎・張九齡が、「鑄錢を禁ぜざらんことを奏請」せるにおいてみることが出来る。その理由は、舊唐書・食貨志には記載がないが、歐陽脩の新唐書・食貨志によれば、造幣の費用多きよることが知られる。しかし、また、後で引くところよりうかゞひうるごとく、錢の不足によるのではないかと察せられる節もある。しかし、理由はどうでもよい。右に引けるところにおいて私鑄容認の思想がみられることには異論の餘地はあるまいと思ふ。

つぎに思想そのものとしてではなくとも事實のうちにこれをうかゞはしむるものがある。例へば、

秦王・齊王、各々三鎰を賜はりて錢を鑄、右僕射・裴寂一鎰を賜はる

とあるがごとき、すなはちそれで、そこにわれ／＼は明らかに私鑄容認の思想をみざるを得ぬ。勿論その後にはすぐ、「敢て盜鑄する者あらば、身死し、家口は配没す」とあり、私鑄禁止が一般的なるを知ることができる。しかし、だからといって私人に造幣權を委ねるの事實において私鑄容認の思想をみぬわけにはゆかぬ。

また、則天の長安中

様を市に懸けしめ、百姓をして様に依りて錢を用ひしめ

或は、開元六年二月の勅に

舊章を申明し、諸様を懸設し、云々

とあるが、それらは、様に合はぬ錢は禁ずるとするものであり、従つて、私鑄錢を拒否するための手段ともみえ私鑄を否認する思想のあらはれであるともとれるやうではあるが、また、様に合ひさへすればその錢を禁ぜぬのであつて、私鑄たると否とを問はぬものだとも思はれ、さうすれば、私鑄容認の思想のあらはれであると考へることもできるのではあるまいか、それはともかく、やはり、則天のとき、勅を下して、

鐵・錫・銅、蕩に穴を穿てるにあらざるものは、並な行用を許す

と私鑄錢を公認してゐる。そしてそれが私鑄容認でなければならぬことはいふまでもあるまい。

かく、私鑄容認の思想をみいだすことができるが、それはむしろ例外的で、主流をなすものはやはり私鑄禁止の思想である。そして私鑄禁止の思想としては、さきの張九齡の私鑄容認論に對して、黃門侍郎・裴耀卿、李林甫、河南少尹・蕭昇等が、

錢は貨を通じ國を有つの權なり、こゝをもつて歷代これを禁じ、もつて姦濫を絶つ、今一たびこの門を啓かば、たゞ恐らくは、小人農を棄て、利を逐ひ、而して、濫惡さらにはなはだしく、ことにおいて便ならざらん

といへるにおいてもうかゞふことができるが、われ／＼は同じく張九齡の議に反對せる左監門錄事參軍・劉秩の上議において私鑄否認論の最高峰を仰ぐ思をするものである。それはまことに堂々たる一大經世の高論であるばかりでなく、後に述べるつもり論旨にもわたるところが多いから、かた／＼にその全文を引けば次のごとくである。

伏して今月二十一日、勅して、鑄錢を禁ぜざらんと欲し、百寮をして可否を詳議せしむるものを奉ずるに、それ錢の興る、その來るや尙し、將にもつて輕重を平らかにし、而して本末を權からんとす、齊桓その術を得て而して國もつて霸たり、周景その道を失ひて而して人もつて弊ぶる、これを箴籍に考ふるに、國の興衰、實にこれに繫がる、陛下、古を變じてもつて今を濟はんことを思ひ、經に反きてもつて道に合せんことを欲し、而して即ち改作せず、これを芻蕘に詢る、臣蠢愚といへども、敢てその聞見を薦めざらんや、

古は珠玉をもつて上幣となし、黄金を中幣となし、刀布を下幣となす、甕仲曰く、『それ三幣、これを握ればすなはち煖に補あるに非ず、これを舍つればすなはち飽に損あるに非るなり、先王、もつて財物を守り、もつて人事を御し、而して天下を平らかにせり、こゝをもつて、これに命じて衡といふ、衡は物をして、一高一下、常あるを得ざらしむ、故にこれを與ふるも君にあり、これを奪ふも君にあり、これを貧しくするも君にあり、これを富ますも君にあり、こゝをもつて、人の君を戴くこと日月のごとく、君に親しむこと父母のごとし、』と、この衡を用ればなり、これ人主の權たり、今の錢はすなはち古の下幣なり、陛下もしこれを捨て、人に任さばすなはち上はもつて下を御するなく、下はもつて上に事ふるなからん、その不可の一なり、

それ物賤ければすなはち農を傷り、錢輕ければすなはち賈を傷る、故に善く國を爲むる者は物の貴賤・錢の輕重を觀る、それ物重ければすなはち錢輕し、錢輕きは物の多きに由る、多ければすなはち法を作り、これを收めて、少からしむ、少ければすなはち重し、重ければすなはち法を作り、これを布きて、輕からしむ、輕重の本必ずこれに由る、いかでか人に假さ

ん、その不可の二なり、

それ錢を鑄るに、雜ふるに鉛鐵をもつてせざれば、すなはち利なし、雜ふるに鉛鐵をもつてすれば、すなはち惡し、惡きは、重くこれを禁ぜざればもつて懲息するに足らず、かつ、方今その私鑄の路を塞ぐも、人なほ死を冒してもつてこれを犯す、いはんやその源を啓いて而して人の令に従はんことを欲するをや、これ陷穽を設けて而してこれに入らんことを誘ふもの、その不可の三なり、

それ、人に錢を鑄ることを許すも、利なければすなはち人饒らず、利あればすなはち人兩敵を去る者衆し、兩敵を去る者多ければすなはち草、擧げず、草、擧げざればまた寒餒に隣せん、その不可の四なり、

それ人富溢なればすなはち賞をもつて勸ますべからず、貧餒なればすなはち威をもつて禁ずべからず、法令行はれず、人の理^{こと}まらざるは、皆貧富の齊しからざるに由る、もしその鑄錢を許さばすなはち貧者必ず爲る能はず、臣恐る、貧者彌々貧にして而して富室に服役せられ、富室これに乗じて而してますます恣ならんことを、昔漢文のとき、吳濞は諸侯なるも富天子と均しく、鄧通は大夫なるも財王者に侔し、これ皆な鑄錢の致すところなり、必ずその私鑄を許さんと欲す、これ人に利權を與へて而してその柄を捨つるもの、その不可の五なり。

陛下必ず錢重くして而して本を傷り、工費えて而して利寡きをもつてすれば、すなはち臣願はくはその失をいひもつて愚計を效さん、それ錢重きはなほ人目に前より滋く、而して鑄舊より加へざるがごとし、また公錢重く、銅の價とすこぶる等し、故に盜鑄するもの重錢を破りてもつて輕錢を爲くり、輕錢、禁、寛なればすなはち行はれ、禁、嚴なればすなはち止む、止めばすなはち棄つ、これ錢の少き所以なり、それ鑄錢の用贖らざるは銅の貴きにあり、銅の貴きは採用する者衆きにあり、それ銅もつて兵を爲くらばすなはち鐵に如かず、もつて器を爲くらばすなはち漆に如かず、これを禁ずるも害なし、陛下何ぞ人に禁ぜざる、人に禁ずればすなはち銅用ふるところなく、銅ますく賤ければ錢の用給る、それ銅下に布かざればすなはち盜鑄する者困りて而して鑄するなし、すなはち公錢破れず、人死刑を犯さず、錢また日に増し、末復た利せん、これ一舉にして而して四美を兼ねるなり、たゞ、陛下これを熟察せんことを、

かくて、造幣の權は政府がとるとして、さてそれではいかに造幣するかといふに、これについては、まづ開元通寶錢を鑄てをり、それは、「輕重・大小、最も折衷をなし、遠近はなほだこれを便とす」とあり、しかもその錢

文たるや、「給事中・歐陽詢、詞を制し及び書し、時、その功を稱す、云々」とあるよりみれば、南齊の孔顗の、いはゆる「銅を惜しまず、工を愛しまず」の考へ方をそこにみいだすといへようか。しかし、乾封泉寶を鑄してこれをもつて開元錢の十に當てるところ、また、御史中丞・第五琦が奏請して當十錢の乾元重寶を鑄るところには、それと反する思想をみなければならぬ。

造出せられたる貨幣は流通する。しからば貨幣の流通についてはいかなる思想がみられるであらうか。貨幣の流通といふときまづ、貨幣と財貨の輕重、換言すれば貨幣の流通量の問題が重要な位置を占めることはいふまでもない。しかし、すでに述べたところよりして容易に推知しうることく、そこにはすくなくとも、布帛、政府公鑄の錢（以下しばしば略して公錢と呼ぶ）及び私鑄錢がある。だから貨幣の流通といふ場合、これら諸々の貨幣關係の統一がまづ問題とならざるを得ない。では、それにおいてなりたつ貨幣思想はいかにあるか。まづそれからながめよう。

異なれる貨幣間の關係の統一においてなりたつ貨幣思想をながめるのであるが、異なれる貨幣といつても、布帛・公錢及び私鑄錢であるから、布帛と公錢の關係、公錢と私鑄錢の關係に分類できよう。

公錢と布帛の關係においては、大取引に布帛を用ゐようとするものである事は次に引くところでも知れよう。

公私の交易を制す、十貫錢已上、すなはち、すべからく、匹段を兼用すべし、

そして、布帛がかさばつて運搬に不便であることゝ、それが大なる價值を包藏しうることを思へば、この考へが

ごとく、自然であると解することができる。

公錢間の關係については、その比價を定むるといふ考へ方がなりたつ。例へば次のごとくである。

乾封元年に至り、……また改めて新錢を造る、文を乾封泉寶と曰ふ……舊錢と並び行はる、新錢一文は舊錢の十に當る、
(乾元元年) 御史中丞第五琦奏請すらく、錢を改め、一をもつて十に當て、別に新鑄を爲り、舊錢を廢せざらん^{云々}

(乾元) 二年、三月、琺入りて相たり、また、更に重輪乾元錢を鑄、一もて五十に當てんことを請ふ
舊の開元錢を擯けて、一をもつて十に當て、乾元錢を減じて、一をもつて三十に當つ、

上元元年六月詔して曰く、……その重輪五十價錢、よろしく減じて三十文に作り行用すべし、その開元舊時の錢、よろしく、
一もて十文に當て行用すべし、その乾元十當錢、よろしく前によりて行用すべし、

(上元元年) 七月、勅す、重輪五十錢價、先に畿内をして減じて三十價にいたらしめて行ふ、それ天下諸州並なよろしくこ
れに準ずべし、

寶應元年四月、乾元錢を改め行ふ、一もつて三に當たる、乾元重輪小錢、亦一をもつて二に當つ、重輪大錢、一もつて三に
當たる、寧いでまた乾元大小錢を改め行ふ、並な一をもつて一に當つ、^{云々}

これも亦きはめて普通な、あたりまへな考へ方といへよう。

貨幣統一の問題において、もつとも問題となるのは、何といつても、やはり私鑄錢に對するものである。では
それにおいてはいかなる考へが行はれるか。

私鑄錢に對する考へ方としては、これを排除・驅逐せんとするが支配的である。けだし、私鑄が違法とせられ、
私鑄錢が普通劣惡にして貨幣價值の下落を招來し、そして貨幣價值の下落はすなはち物價の騰貴で、物價騰貴は
民衆の經濟を攪亂するからであらう。そして、私鑄錢の排除・驅逐は、まづ私鑄の禁止にしくはなく、私鑄の禁
止は私鑄者の所罰となりてあらはれるは怪しむをもちひぬであらう。われ／＼はそのやうな考へを次のとき例

にみ出だすことができる。

武德四年七月、五銖錢を廢し開元通寶錢を行ふ……敢て盜鑄する者あらば、身は死し、家口は配没す、

私鑄が禁止できればこれにしくはものはない。しかし、それはきはめてむづかしい。嚴罰ももつてこれを絶滅するに足らぬ。われ／＼はそれを次の引例によりても推察することができよう。

高宗、嘗つて軒に臨み侍臣に謂ひて曰く、……私鑄過多、聞くがごとくんば、荊・潭・宣・衡、法を犯すこともつともはなはだし、遂に船楫をもつて江中に宿するあり、所部の官人も覺察する能はず、自今、嚴に禁斷を加へん、……而して姦盜息まず、

則天長安中、……盜鑄蜂起し、濫惡ます／＼衰し、江淮の南、盜鑄する者、或は陵・湖・巨海・深山の中に就き、波濤險峻、人跡罕に到る、州縣能く禁約するなし云々

(太和)五年二月、鹽鐵使奏す、湖南管内の諸州、百姓私に錢を鑄造したり、伏して緣みるに、衡道數州、嶺南に連接し、山洞深遠、百姓依りて監司の鑄樣を模し、競ひて脆惡の姦錢を鑄造したり、云々

かくて、私鑄が遂に禁絶し難いとすれば、次にはじめて私鑄薄惡錢の流通するなからしむることにならねばならぬ。そして、それは、まづ惡貨の流通を禁止するの簡明なるにしかぬであらう。

開元五年、……宋璟、政事を知し、奏して惡錢を一切禁斷せんことを請ふ、六年正月、また天下の惡錢を切斷す、(開元二十二年)郡縣に勅して嚴に惡錢を斷つ、

とあるがごときは、すなはち、この思想の顯現にほかならぬ。或はまた、たゞ嚴禁ばかりではなく、

太和三年六月、中書門下奏すらく、元和四年閏三月の勅に準じ、まさに鉛錫錢あらば並な合はせて官に納むべし、もし人糾して一錢を得るあらば百錢を賞すとすは、當時、勅條、貴ぶところ峻切にあればなり、今事實を詳にするに、必ずや行ふべからず、たゞもし一錢を告げれば百錢を賞すれば、すなはち、人一百貫の錫錢を告ぐるあらば、須からく一萬貫の銅錢を

賞すべく、これを執りて而て事を行はざるは、畔際なからん、今請ふ、鉛錫錢をもつて交易する者、一貫已下州府の常行をもつて脊杖二十に決し、十貫已下、六十に決し、徒は三年、十貫已上、所在衆を集め殺に決し、その鉛錫錢を受けて交易する者、亦これに準じて處分す、その用ふる鉛錫錢はすなはち官に納む、その能く糾告する者は、一貫毎に五千文を賞し、貫に満たざる者は、これに準ず、賞を計りて、累ねて三百千に至るは、すなはちまぎに當處の官錢を取りて給付す、その犯すところの人、罪死せざる者は、家資を徵納して賞錢に充填せん

とあるによりてもうかゞひうるがごとく、一方に犯人を罰するとともに、他方にこれを告訴する者を賞して、よつてもつて惡貨の流通を絶滅せしめんことを期する考へもあらはれる。

しかし、また、惡錢の流通を絶つためには、政府が惡錢を買ひ上げる法も行はれる。けだし、惡錢使用者を罰するが目的でなく、惡錢の流通を絶つが目的であれば、そのためには惡錢の使用者に食はすに利をもつてし、その惡錢を徵收するも亦一策たるを失はないわけである。すなはち、

顯慶五年九月、勅して、惡錢轉た多きをもつて、所在の官をして私かに市をなし、取るに五惡錢をもつてして一好錢を酬はしむ、百姓、惡錢の價賤きをもつて私に自からこれを藏し、もつて官禁の弛むを候ふ、高宗また好錢一文をもつて惡錢兩文を買はしむ

とあるは、すなはちそれである。しかし、それでも、なほ「弊すなはち息まず」といふのであるから、惡錢禁止の難きこともつて知るべしである。

惡錢を禁絶することは難しい。しかし、惡錢を禁絶するといふことは、好錢のみを流通せしむるためのものにほかならぬ。それで、こゝに、好錢の典型を示してこれに合致する錢のみ流通せしむれば目的は達せられるわけである。そして、その例を、われ／＼はすでに北魏や隋においてみたのであるが、こゝにも亦みることができ

る。すなはち次のごとくである。

則天長安中、また様を市に懸けしめ、百姓をして様に依りて錢を用ゐしむ、

(開元六年)二月にいたり、また勅して曰く、……舊章を申明し、諸様を懸設し云々

たゞし、その結果は「簡擇艱難にして、交易留滯」をみ、またそれはかつてふれたごとく、或る意味で私鑄の容認である故、はたして、「これより盜鑄鋒起」し、盜鑄の行はれるところ必然に、錢は「濫惡ますく衆」くなり、所期するところと正反對の、いはゆる逆効果をすらみるにいたつたことあるは看過してはいけない。

さらに、必ずしも惡錢ではないとしても、惡錢と同じやうな結果になる「除陌」の問題がある。「省陌」とか「短錢」と呼ぶが普通のやうであるが、舊唐書・食貨志では「除陌」とか、「除墊」と呼んでゐる。これは本來百(陌)に足らざるものを百として用ふるがごときものであるから、そのかぎりにおいて錢の素材を劣惡化すると相通するものがあるといへるわけである。では、それに對していかに考へられるかといふに、やはり惡錢に對すると同様に禁斷をもつて臨むべしとの考へ方もみられるが、結局、陌内の惡錢は別とし、欠錢に關する限りは、必ずしも一概にこれを禁ぜず、たゞ、欠錢の數の區々として一定せざるを非となして、百文につき二十文となし、これを過ぎるものは違法として罰することとする。そしてかく讓步せざるを得ざるものは、けだし、錢の不足に よるところなしとせざるべきか。それはともかく「除陌」における思想は次に引くところによりてこれを詳にすることができよう。

(元和)四年閏三月、京城時に錢を用ふるに、貫毎に、二十文を頭除し、陌内錢を欠き、及び鉛錫等あり、貞元九年三月二十六日勅すらく、陌内の欠錢、法もて當に禁斷すべし、……自今已後、……欠陌錢を用ゐる者あらば、よろしくたゞ本行頭及び居停主人・牙人等をして檢察送官せしむべし、もし、容隱するあらば、兼ねて物を賣り、錢を領する人の糾告するを許

し、その行頭・主人・牙人に重く科罪を加ふ、……もし、買賣に因るに非ずして、自ら錢をもつて、街衢を行く者は一切問ふこと勿れ、

(元和)十四年六月、勅すらく、……足陌内錢を欠き、及び鉛錫錢ある者、よろしく京兆府をして、枷項・收禁し、本軍本使に牒報し、府司、人を差はして軍に就かしめ、及び看決すること二十、もし、情狀容るし難く、復た違拒するある者はすなはち府司をして聞奏せしむ、

長慶元年九月、勅すらく、泉貨の義、貴ぶところは通流なり、聞くがごとくんば、比來、錢を用ふる、所在、陰陌一ならず、その人の必ず犯さんことを禁するよりは未だ俗のよろしきところに従ふにしかず、交易・往來、……内外・公私、給用の錢、今より以後、よろしく貫毎に、一例に除墊・八十、九百二十文をもつて貫をなすべく、更に加除、及び陌内欠少あるを得ず、

最後に、今やわれは、貨幣思想において、もつとも重要なものゝ一についてうかゞふべき位置にまで到達せるわれ自身をみいだす。物と幣との輕重に關する思想がそれである。それは財貨の側よりいへば物價に關する思想であり、貨幣の側よりいへば、貨幣價値に關する思想である。では、それは、舊唐書・食貨志においてはいかにあらはれてゐるか。

舊唐書・食貨志にあらはれたる貨幣價値の思想はいかにあるか。まづ貨幣價値と物價が逆比の關係に立ち、貨幣價値の騰貴は物價の下落であり、反對に物價の騰貴は貨幣價値の下落であることの識認がすでにこゝにもみられることは、例へば先に引ける劉秩の上議の中にある「物の貴賤、錢の輕重を觀る、それ物重ければすなはち錢輕し」とあるによりてもあきらかなるところであらう。

つぎに、貨幣價値と物價が逆比の關係に立ち、貨幣價値の騰貴は物價の下落であり、物價の騰貴は貨幣價値の

下落であることの識認は、やがて、そも／＼貨幣價值はいかにして騰落するか、物價は何故に昇降するか、の解明に進むべきこと、けだし、思想發展における推移の自然といふべきであらう。しからばその到達せる解明はいかにあるか。

まづ、貨幣價值の騰貴の理由としては、兩税法をあげるものに會ふ。例へば次のごとくである。

元和十五年八月、中書門下奏すらく、……今、群官楊於陵等の議に據るに、伏して請ふ、天下兩稅・榷鹽・酒利等、悉く布帛・絲綿・土の産するところに任ずるものをもつて税に充て、並に見錢を徵せざらん、すなはち、物やうやく重く、錢やうやく軽く、農人匹帛を賤賣するを免がれしめん、伏しておもふに、羣臣議するところの事は皆な至當にして深く公私を利す、請ふらくは商量して度支に付せんことを、諸州府まことに徵すべき兩稅・供上郡及び留州留使の舊額に據り、元和十六年より已後、並な端匹斤兩の物に改配して税となし、額は大曆已前のごとし、租庸課調錢を計らず、それをして折納せしむ、人をして定制を知らしむれば、供辦常あり、仍は元和十五年徵納の布帛等の估價は、その舊納遺估物は與に虛估物に依りて廻計し、舊納實估物のごときは并な見錢なり、端匹斤兩の上にて即して估價を量加し廻計す、變法はその物價を長ずるにあり、價長ずればすなはち永く公私を利す、初微かに加饒ありといへども、法行はるればすなはちまことに實に就くべし、舊の給用に比す、もとより利ありて害あらず、云々

すなはち、それによれば、兩税法が物納を廢して錢納とするが故に貨幣價值の騰貴をみるとし、當然の歸結として、物納を復せば物價の平衡を期し得べしとする。たゞし、兩税法が施行せられたからといつて物納は全く廢され錢納ばかりによつたわけではない。いな、大部分の賦税はなほ布帛なる物納によつたことは疑ないと考へられる。しかし、兩税法の起原が錢納を建前とする戸稅及び青苗錢にあり、かつ當時における諸種の情勢が錢納の趨勢を促進せしむるものがあつたので右のごとき議論がなりたつわけである。そして、なるほど、兩税法が貨幣價值を騰貴せしむることはそのとほりであらう。それは間違あるまい。しかし、それは兩税法以前における貨幣

價值の騰貴を説明せぬ。また兩稅法以後における貨幣價值騰貴の説明としても、すでに兩稅法以前に貨幣價值騰貴の因子がある以上、兩稅法以外に貨幣價值騰貴の因子なしとはいへぬ。換言すれば兩稅法は貨幣價值を騰貴せしむるが、しかし、貨幣價值の騰は必ずしも兩稅法に因らぬ。

つぎに貨幣價值下落の理由としては貨幣素材の低下粗惡化を、從て、私鑄を指摘することむしろ普通のやうである。われ／＼はかくのごとき見方を例へば次に引くところよりしてもうかゞふことを得よう。

顯慶五年……百姓、惡錢價賤きをもつて、私に自らこれを藏す、

上元元年六月詔して曰く、……聞くがごとくんば……私鑄すこぶる多く……踰濫弊をなし、罪に抵る衆しといへども、禁奸未だ絶へず、いはんや、物價ます／＼起り云々

貨幣の素材が劣惡となれば貨幣價值が下落するのは怪しむをもちゐまい。それは金屬説メタルメスのわれらに教ふところである。しかしながら、貨幣素材の劣惡化は普通に私鑄の結果であるが、私鑄は濫鑄に陥りがちである。從つてこの場合、劣惡貨幣は大量なるを普通とする。が、ところで、この大量といふことは貨幣價值の下落といかなる關係ありやも亦考ふるを要するであらう。いはんや、貨幣の素材が劣惡化せぬところにおいて貨幣價值の下落することあるにおいておや、しからば、貨幣素材の劣惡化は貨幣價值下落の原因ではあるが、貨幣價值下落の原因は貨幣素材の劣惡化のみではないといはねばならぬ。

そこで、これら以外により一般的な貨幣價值騰落の原因を求むるものありとするも怪しむを要せぬわけであるが、しからばそのやうなものとしていかなるものが得られるか。われ／＼はそれをたづねて、いはゆる貨幣數量説の思想をみいだす。例へば儀鳳年間

議者おもへらく、鑄錢やうやく多し、錢賤くして而して物貴き所以

とあるがごとき、また、先に引用せる劉秩の上議中に、

錢輕きは物（錢の誤か）の多きに由る、多ければすなはち法を作り、これを收めて、少からしむ、少ければすなはち重し、重ければすなはち法を作り、これを布きて、輕からしむ、輕重の本必ずこれに由る

とあるがごときは、すなはち、それである。

しかるに、貨幣價值は騰貴しても下落しても、いづれにしても民生に害がある。そこで貨幣價值の騰落を克服し、貨幣價值の安定を計ることが企圖せられることになる。そして、それは、貨幣價值の變動の解明が貨幣數量説に求められるところにおいては、貨幣價值騰貴の場合には貨幣の數量を増大せしめ、貨幣價值下落の場合には貨幣の數量を減少せしむることにおいてなりたつとせらるべきことはいふまでもあるまい。かく、貨幣價值を適當に維持するために貨幣の數量を増減する操作をわれ／＼は通貨調節とよぶのであるが、さて通貨調節の具體的方法、換言すれば、貨幣の數量の増加乃至減少は、いかにして可能であるかに對する解答は必ずしも一様ではない。では舊唐書・食貨志にはいかなる解答が與へられてゐるか。以下われ／＼は、それをながめるであらう。

まづ貨幣價值騰貴を克服するために貨幣數量の増大をはかる場合からみてゆかう。

貨幣數量といつてもこの場合、その貨幣といふは主として銅錢を指すが、その増大のもつとも素朴にして、かつ、もつとも有効なるは貨幣の造出、すなはち錢の鑄造でなければならぬまい。例へば、舊唐書・食貨志に

錢重く幣輕く生人困に座す、今鼓鑄を加ふれば必ず流行にあらん、變を通じ、時を救ふ、これより切なるはなし、云々とあるがごとき、すなはち、その適例であらう。

しかし、錢を増鑄しようとするれば、どうしてもその素材たる銅が必要である。そも／＼錢の數量小で貨幣價值が騰貴するといふがごときは銅の量の小なるに因するのではないかとさへ思はれるくらゐである。で、錢を増鑄するためにはまづ退いて銅の獲得を計らねばならぬこととなる。そして銅の獲得はまづ銅坑の開發にまつこといふまでもない。かくてわれ／＼は舊唐書・食貨志に、

元和三年五月、鹽鐵使・李巽上言す、湖南院の申を得たるに郴州の平陽高亭兩縣界、平陽冶及び馬跡曲木等の古銅坑約二百八十餘井あり、官を差して檢覆するに實に銅錫あり、今請ふ、郴州舊桂陽監に鑪兩所を置き銅を採り錢を鑄らんことを、毎日約二十貫、計るに、一年に鑄ること七千貫、人に益あり、とあり、また、

(元和三年)六月、詔して曰く、……天下銀あるの山、必ず銅鑛あり、銅は鼓鑄に資すべきも、銀は生人に益なし、その重輕を權り、務めて專一ならしめよ、それ、天下は五嶺より以北、採銀の坑をみば、並なよろしく禁斷すべし、恐らくは所在の坑戸失業を免がれじ、各々本州、府の長吏に委し、勸課して、それをして銅を採り、官中を助けて鑄作せしめよ、すなはち、鹽鐵使に委し條疏聞奏せしむ、

とあるをさへみることとなる。

しかし、銅坑の發見・開發には自から限度があらう。それで、つぎには、すでに存在せる銅、換言すれば種々の銅器、を解銷して、それをもつて鑄錢の材料に充てるといふ考が生まれるは怪しむにもあたるまい。そして、われ／＼はその例を、次の論策などにおいてみいだすことができるであらう。

元和十五年八月、中書門下奏す、伏して羣官鑄錢を議するところに準ずるに、或は人間の銅物を收市し、州郡をして錢を鑄らしむるを請ふ（ものあり）、開元以前に當りては、未だ鹽鐵使を置かず、亦州郡をして鑄造を勾當せしむ、今もし、兩税匹段を納めるも、或は通用の見錢を兼要せんことを感りて、諸道公私の銅器をして、各々所在の節度・團練・防禦・經略使に納めしめんと欲すれば、すなはち、元勅に據りて價直を給與し、並に兩税に折し、仍は本處の軍人をして鑄せしめ、その鑄本は、請ふ、留州留使年支未用のものをもつて充て、鑄るところの錢は、すなはち、軍府州縣の公用に充てよ、……一年の後を待ちて、器物を鑄ることは盡くすなはち停む、その州府銅鉛を出すことあらば、もつて鑄處を開くべし、有司に具申し、すなはち諸監治の例に同じく、毎年本を與へて鑄に充てしむ、その銅器を收市するの期限並に銅物を鑄造買賣することを禁ずる等は、議定を待ち、すなはち有司をして、條疏聞奏せしむ、その上都の鑄錢及び收めたる銅器は、續いて處分し、將に頒行せんと欲し、なほ周慮に資り、請ふて、中書門下・兩省御史臺並に諸司長官をして、商量・重議・聞奏せしむ、

そして、私錢、僞錢を鑄錢の料として徴收するがときは、またこれとカテゴリーを一にするものとなし得よう。そして、それは、例へば、すでに引ける惡錢の回收を計るところなどにおいてこれをうかどふことができようか。けだし、それは惡錢流通の弊を絶つを本義とせることはいふまでもないが、かくて收得せる銅が鑄錢の料に充てらるゝことはもつともありうべく、そして、それが始より考慮に入れられてゐたことも容易に推想しうるかと思ふからである。

私鑄惡錢は別として、かつて公錢として立派に通用せる舊錢は、錢不足の折柄、わざ／＼これを銷して改めて鑄ずとも、そのまゝ流通を許してはどうかとは誰しも考ふところであらうが、當時、事實かく考へられたことがあつたことは、例へば會昌六年二月の勅に、

すべからく舊錢をして流布せしめよ

とあるにおいてこれをうかゞひうべく、また、さらに先に引ける、

様を市にかけしめ、百姓をして様に依りて錢を用ひしむ、

とあるにおいては、私鑄錢でも質薄惡にあらざるかぎりはそのまゝこれを用ゐんとするものと解すべきこと、すでに論じたるところよりして明らかであるといへよう。

しかし、かくして、せつかく錢の數量増加に努めても造鑄せられたる錢が一方から私銷せられるのでは、底なき桶に水を汲むと同じく効果があがらぬ。そして私銷の因は、よつてもつて銅器を製造して、利益をむさぼらんとするにあるは容易に理解しうるところであらう。そこで私銷を防止するために銅器製造賣買の禁止が行はれるにいたるは當然でなければならぬ。そしてそれは先に引ける元和十五年八月の中書門下の奏狀中に、

一年の後を待ちて、器物を鑄ることは盡くすなはち停む
とか、

銅物を鑄造賣買することを禁ず

などいふ文句あるによりてもすでにこれをうかゞふことができようかと思ふが、とくに、これも先に引ける、劉秩の上議に、

それ、鑄錢の用贖らざるは銅の貴きにあり、銅貴きは採用する者衆きにあり、それ銅もつて兵を爲くらはすなはち鐵にしかず、もつて器を爲くらはすなはち漆にしかず、これを禁ずるも害なし、陛下何ぞ人に禁ぜざる云々

とあるによりて、もつとも明瞭にこれをうかゞふことを得よう。

さらに、最初にあげたる造鑄策の一變型に入れてもよいかとも思はれるが、そのあまりに異例なるが故に敢てさうせず、こゝに一の考へ方としてあげようと思ふものに、先に論じたことのある私鑄容認論、換言すれば自由鑄錢論がある。けだし、私鑄はこれを禁止してもよくその目的を達せず、私鑄の行はれるところ錢幣の汎濫を招來することわれ／＼のすでにこれを知悉するところのごとくであるとすれば、今錢の増量を計るにこれによらむことを考ふるは必ずしも不思議とするにもあたらぬであらう。そしてわれ／＼はその例を、さきに引けるところの中書侍郎・張九齡が開元二十二年「鑄錢を禁ぜざらんことを奏請」せるにおいてみることできようか。もつとも先に論ぜるところ、その理由は、新唐書・食貨志に引くところよりしてみれば、鑄造費の大なるためこれを民間に肩替りせしめる魂膽であつたかのごとくでもあるが、しかし劉秩等の反駁によりて張九齡の上奏がとりあげられなかつたところ、やがて、これも新唐書・食貨志によれば一信安郡王裒が復た國用足らず、請ふ私鑄を縱るさん」といつてゐるのをみると、當時錢が不足せることは推察に難からず、さうして、さうだとすれば、張九齡の上奏の中にも私鑄によりて錢の増量を意圖することがなかつたとも考へられず、すなはち、それにおいて錢の増鑄を企圖する思想をうかゞひ得るとなしえぬこともあるまい。すくなくとも、こゝに引ける信安郡王裒の言がこゝに論ぜんとするところの好適例たることはいふまでもないであらう。

以上は、要するに、錢の數量を増加せしむるには増鑄せよといふその増鑄のための方策である。しかるに、いくら増鑄してみても、その増鑄せられたる錢が、滯藏せられて流通界にその姿を顯はさぬのでは、依然として錢

の不足をまぬがれぬ。それでつぎには錢の滯藏を非とする考へがあらはれねばならぬ。そして、それは例へば次に引くところのごときにおいてこれをうかゞふことができるであらう。

其年（元和三年）六月、詔して曰ふ、泉貨の法義、流通に在り、もし、錢壅滞するところあらば、貨まさにますます賤かるべし、故に錢を藏するもの、得て人の急に乘じ、貨を居くもの、必ず已の資を損ず、今、錢令を著はして、もつて、滯藏をいだしめ、鼓鑄を加へて、もつて流布に資し、商旅をして禁を知り、農桑をして安を獲しめんと欲す、義切に時を救はんとす。情、利を欲するに非ず、もしこれを率むるに漸なくんば、恐らくは人或は相驚應せん、天下の商賈、先に見錢を蓄へしもの、所在の長吏に委し、貨物を收市せしむ、……この法通行はるれば、朕まさに別に新規を立て、蓄錢の禁を設くべし云々

そして錢の滯藏を禁じてこれを流通界に放出せしむる爲には或は各人の所持することのできる錢額の限度を定め、それ以上は所持するを許さず、これを流通界に放出すべきものとする。例へば次のごとくである。

（元和十二年）勅す、近日布帛轉た輕く、見錢やうやく少なし、皆な所在壅塞して流通するを得ざるによる、よろしく京城内に令し、文武官寮、品秩の高下を問はず、并に公郡縣主中使等より、下土庶商旅寺觀坊市にいたる、あらゆる私貯の見錢は並な五千貫を過ぐるを得ず、もし、これを過ぐるあらば、勅の出でしより後一月内を限り、もつて別物を市ひて收貯に任ずることを許す、もし錢數校多く處置未だ了らざれば、限内において、地界州縣において狀を陳べ更に限を請ふに任ず、縱ひこの色あるも、亦兩箇月を過ぐるを得ず、もし一家内に別に宅舍・店鋪等の貯ふところの錢あらば、並なすべからく計つてもつてこの數にあるべし、その兄弟本來異居し、曾て分析を経たるものは、この限にあらず、もし限満ちて後違反するものあらば、白身人等よろしく所司をして痛杖一頓死に處すべし、その文武官及び公主等、並な有司の聞奏に委し、まさに重科貶戚すべし、屬中使も亦名銜を具して聞奏せよ、その贖貯の錢は多少に限らず、並な官に勒納す、數内五分に一分を取り、賞錢に充つ、五千貫に止む、この外禁獲及び人の論告するあるも亦科を重くして處分し、并に告者に量り給す、

しかし、この場合、實は、

時に京師、里閭・區肆、積むところ方鎮の錢多し、王鏐・韓弘・李惟簡 少なきも、五十萬貫を下らず、こゝにおいて、競

ひて第屋を買ひ、もつてその錢を變ず、多きものは竟に里巷に傭傭し、もつてその直に歸し、而して高貴大賈は多く左右軍に依倚し、官錢を名となし、府縣窮蹙するを得ず、法竟に行はれず、

とある。あゝすればかうと、いつも一方に法ができれば他方に法を脱ける途が講ぜられ、しかも、往々にしてかへつて吞舟の魚を逸すること昔も今も變はりなきにいさゝか苦笑を禁じ得ざるものがあるではないか。

また、

(太和)四年十一月、勅すらく、見錢を私貯する家は、合貯の數を除く外は、一萬貫より十萬貫にいたるは、一周年内を限りて處置し畢るべく、十萬貫より二十萬貫にいたる以下のは二周年を限りて處置し畢るべし、もし、期限を守らずして、安然として蓄積、本限に過ぐるあらば、すなはち、人の糾告するに任し、及び、その覺察に由るところ、その犯すところの家の錢、並な元和十二年の勅に準じて官に納め、數に據り、五分の一を取りて糾告の人を賞するに充つ、賞錢の數は五千貫に止む、錢法を犯す人の色目に應じて決斷、科貶し、並な元和十二年の勅に準じて處分す、その覺察に由るところ、亦一半を量賞す、とする。しかし、これも「事竟に行はれず」とある。

或はまた、錢の滯藏は便換(いはゆる「飛錢」のこと、爲替の一種)の禁止にもとづくとし、従つて便換を許容すれば錢の滯藏の弊が除去せらるべしとするものもある。例へば次に引くところのごとくである。

(元和)七年五月、戸部・王紹、度支・盧坦、鹽鐵・王播等奏す、伏しておもふに、京都時に用多く見錢を重んず、官中の支計近日殊に少なし、けれど、このころ商人に便換を許さず、これに因り家に滯藏あるによる、物價轉た高き所以は錢の多く出でざればなり、臣等今商量し伏して請ふ、商人をして三司において便換に任すを許し、見錢は一切舊に依りて禁約せよ、伏しておもふにこのころ諸司・諸使等、或は商人の錢多く城中に留まるを便とするあり、時を逐ひて收貯し、私室に積藏して復た通流するなし、伏して請ふ、自今已後、嚴に禁約を加へよ、

錢の滯藏は人民の間のみのことはいへぬ。政府の側にも滯藏なしとはすまい。しからば錢少なきのにきにあ

たりては政府の錢をも流通界に動員せしむべしとするの考のあり得べきはむしろ當然でなければならぬ。そして、われ／＼は次のごときをその例としてあげることができようか。

(元和十二年)正月、勅す、泉貨の設けらるゝや、故と常規あり、もつて重輕をしてよろしきを得しむ、これをもつて、數散節あり、必ずその變を通じ、もつて人を利す、今緡帛轉た賤く、公私俱に弊る、よろしく見錢五十萬貫を出し、京兆府をして要便の處を揀擇して場を開き、市價によりて交易し、清強の官吏を選びて切に勾當を加へしむべし云々

同様の主旨はその四年前の元和八年四月の勅にもうかゞへる。すなはち次のごとくである。

錢重く貨輕きをもつて、内庫の錢五十萬貫を出だし、兩市をして布帛を收市せしめ、端匹ごとに估十の一を加ふ

以上あげたところは積極・消極の差こそあれ、いづれも、流通する錢の數量を増大せしめる方策であるにいては一であるといへよう。しかし、それらはいづれも自ら制限があるを免がれまい。しかるに經濟の進歩・貨幣經濟の發展には限度はあるまい。そこで錢の必要はますます加はる。すると錢の數量を増さずして、しかも錢に對する増加する需要を充足せねばならなくなる。しかしそのやうなことが、はたして可能であらうか、可能であるとすれば、それはいかにして可能であらうか。この一見不可能なるかに思はれるものを可能ならしむるものをわれ／＼は先づ「省陌」においてみいだしようと思ふ。省陌はすでに南北朝時代梁においてみたところであり、それは本來百錢をもつて錢貫をなすべきにもかゝらず、百に欠けたるものにより錢貫をなさんとするものである故、違法でなければならぬ。しかし、政府がこれを公認することゝなれば、それは百に足らざるものをもつて百として用ゐることを承認する所以であり、すなはち錢の數量を増加することなくして増加せると同じ効果

あらしむるに近いといへよう。そして唐においてかくのごとき公認をなせることは、

長慶元年九月、勅すらく、泉貨の義、貴ぶところは通流なり、聞くがごとくんは比來錢を用ふる、所在、除陌一ならず、
…今より以後、よろしく、貫毎に、一例に、除墜八十・九百二十文をもつて貫をなすべし云々
とあるによりてこれを知ることができよう。

省陌は錢百枚に満たざるものをもつて百枚に擬するものであるが、いまこの理法が一枚の錢に適用せられるとき、そこにいはゆる大錢なるものをみることができ。例へば徑一寸・重二銖六分の乾封泉寶一枚をもつて徑八分・重二銖四毫の開元通寶の十枚に當る當十錢とするがときはすなはちそれである。そしてそれが通貨調節においても意義は省陌と相違することはあらためて説くまでもあるまい。もちろん、大錢を鑄るといふことは、政府が財政收入を企圖するに出づることは否めまい。しかし、だからといって、そこに、以上のごとき理法、政策をうかゞひ得る場合のあることもまた必ずしも否定できぬであらう。特に錢貨欠乏し、錢價騰貴せる時代においてはしかりとする。なほ唐代大錢を鑄る場合は右の外に、乾元中、御史中丞・第五琦が當十錢たる乾元重寶を鑄、さらに當五十錢たる重輪乾元錢を鑄つてゐるのをあげることができる。また、寶應年中には乾元錢を改行して、乾元重稜小錢、乾元重稜大錢を鑄る。前者は當二錢であり、後者は當三錢である。この場合、基本となるものは、すなはち開元通寶錢であることはあらためて説くまでもあるまい。

さらに、錢の欠乏・不足によりて生ずべき金融梗塞の弊を救済するためには、銅錢以外のものを貨幣に使用せんとすることも考へられうる。それは、いはゞ、銅錢の質的擴大とでもいふべきところに屬し、銅錢の量的増大ではない。従つて、それは、銅錢に立脚して論ずるかぎり、通貨調節策とはいへぬ。しかし、これを廣く一般に貨幣の立場においていへば、それは、やはり、通貨調節策以外のものではなく、まさに、こゝに、その席が與へられるべきものといへよう。しかれば、それはいかにあるか。これを舊唐書・食貨志についてうかゞふかぎりにおいていへば、われ／＼は物品貨幣たる布帛と紙幣的性質を有する便換をあげることができるといふことができる。

布帛が貨幣として使用せられ、それだけ通貨の數量を増大せしむるに役立ちしことは、先にも引ける

元和六年二月、公私の交易を制す、十貫錢已上、すなはち、須らく、匹段を兼用すべし云々

などあるによりて明らかであらう。

便換は、いはゆる飛錢で、飛錢は新唐書・食貨志に、

憲宗錢少きをもつて、復た銅器を用ふるを禁ず、時に商賈京師にいたる、錢を諸道進奏院及び諸軍、諸使・富家に委し、もつて輕装して四方に趨き、券を合はせてすなはちこれを取り、飛錢と號す

とあるによりてもわかる通り、すこぶる現代における爲替に近いものである。しかるに爲替は一の信用券であり信用券はそれだけ通貨の數量を増大せしむるに役立つことを言をまたぬところである。とくに、舊唐書にうかゞはれるかぎり、便換の禁止は、先に引けるところによりて明らかなるがごとく、錢貨滯藏の因なりとされ、これを許可することが、滯藏錢貨を放出せしめる所以とさへ考へられる事情あるにおいて一層その然るを認めざるを得ぬであらう。

貨幣價值の騰貴を克服するために、貨幣數量の増大をはかるところにうかゞはれる思想は以上においてほゞこれをつくしたと思ふ。そこで今やわれ／＼は貨幣價值の下落を克服するために、貨幣數量の減少をはかるところにうかゞはれる思想をながめるべき位置にある自己をみいだす。では、それはいかにあるであらうか。貨幣價值の下落を克服するためにその數量を減少せしむるといふ場合、その數量が過多であることが前提であることはいふまでもない。しかるにこの場合、その過多はほとんど全く、私鑄にもとづく。従つて、こゝに貨幣の數量を減少せしむるといふことは、私鑄の防壓と、惡錢の驅除に歸する。そして、それらは、すでに、貨幣の統一のところであつたところに屬する。故に再び贅するをさける。

舊唐書・食貨志にあらはれたる貨幣思想の考察はしばらくこれをもつて終る。以上考察せるところよりして、それに何等かの特質を求むるとせば、私は、すくなくとも、それを通貨調節の思想が上述せるところのごとくにまとめられうるところにみいだすことができようかと思ふ。まことに、それは錢に關するかぎり、ほとんどその後歷代、清末にいたる迄に通ずる。清末にいたるも、錢の通貨調節はほとんどこれを出でぬ。そしてわれ／＼はそれにおいて、こゝにうかゞはれるその思想の發達せるを知るとともに、また、これら思想を生み出せる背景、すなはち、貨幣經濟が急速なる發展を遂げ、近代的性格を有するにいたれるによるものなることを想察すべきであらう。

二 新唐書・食貨志にあらはれたる貨幣思想

新唐書・食貨志にあらはれたる貨幣思想は舊唐書・食貨志にあらはれたる貨幣思想とさう變はるところあるべきはずのないこと、あらためてことはるまでもあるまい。それで、いま、舊唐書・食貨志にあらはれたる貨幣思想をながめたる後において、新唐書・食貨志にあらはれたる貨幣思想をことごとくくりかへしながめることはその要を見ぬところといつてよからう。そこで、こゝには、たゞ、新唐書・食貨志について、舊唐書・食貨志においてどうかとふところあつた以外の著しい貨幣思想のみをながめることとする。

新唐書・食貨志について、その、すでに舊唐書・食貨志においてどうかとふところあつた以外の著しい貨幣思想を求むれば次のごときを得るであらう。

まづあげらるべきは私鑄容認の思想であらう。私鑄容認の思想は舊唐書・食貨志においてもどうかとふところあつたが、それにおいて正面より思想としてあらはれたるは、たゞ張九齡のそれのみで、しかもそれは單に

開元二十二年、中書侍郎・張九齡、初めて政事を知し、鑄錢を禁ぜざらんことを奏請す

とあるにすぎず、その何に因るや知るべくもない、しかるに今、新唐書・食貨志はこれを記して

（開元）二十二年、宰相・張九齡建議す、古は布帛菽粟尺寸抄尺して而して均しくすべからざるをもつて、すなはち錢を爲りてもつて貿易を通ず、官鑄入るところいくばくもなく、而して工費多し、よろしく民鑄を縱るすべし、と

とあり、よつてもつて、鑄錢の費用が多く官鑄の利少き故これを民の鑄造にまかすべしとするに出づるを知ることが出来る。そして私鑄容認の根據としては、この外に、たとへば前漢の孝文帝の場合のごとく、民の私鑄の罪にふるゝもの餘りに多きを憐れむに出づるものと、また、後に金史・食貨志においてみる恩迪罕・思敬の場合のごとく、通貨不足を補はんとするに出づるものがある。そして、それらはいづれも一應の首肯するに足る理がないとはいへぬかと思はれる。しかし、この張九齡の場合は、鑄錢のことより收益を期待し、それが不可能に近しとみるや、これを私鑄に委ねんとするもので、いづれにしても心得違の甚だしきものといふの外はないのであるまいかと思ふ。

私鑄容認の思想としては、新唐書・食貨志はさらに、信安郡王裒の言をも載す。それは次のごとくである。

信安郡王裒復た曰ふ、國用足らず、請ふ、私鑄を縱るべし

そして、それは、今のさき關說せる恩迪罕思敬と同じく、通貨不足を補はんとするものであり、張九齡の場合にまさる萬々ではあらうが、しかし、それと、私鑄容認とことの輕重、是非の問題は自から別であることを忘れてはならぬ。なほ先の張九齡の場合といへども、實際にはこれと同じ意味も幾分ふくめるにあらずやと考慮してみることが必ずしも許されざるにあらざるべきかとも思はれることは前章において述べたところのごとくである。

つぎにあげねばならぬは『飛錢』である。飛錢はすなはち『便換』で、便換についてはすでに舊唐書・食貨志にもそれについて記するところなくもないが、しかし、それにおいては、その今日の『爲替』に近いといふ性格

は必ずしも捕捉し難く、むしろこゝにみる飛錢の記述によりてそれを把握して舊唐書・食貨志便換の記述を読むとき始めて明瞭となる底のものではないかと思はれる。では新唐書における飛錢の記述はいかにあるか。それは次のごとくである。

商賈京師に至り、錢を諸道進奏院及び諸軍諸使富家に委し、もつて輕裝して四方に趨き、券を合はせてすなはちこれとをり、飛錢と號す

さらに、われ／＼は省陌をあげる必要を感じる。省陌はもとより、舊唐書・食貨志に記するところであり、新唐書・食貨志においてもその記するところ、これをその性格よりみれば、別に舊唐書・食貨志に記するところに何物をも加ふところはない。しかし、それは事實として、舊唐書・食貨志に載せぬところに歸する。故にわれ／＼はなほそれをこゝに引くを徒爾にあらざと思惟する。ではそれはいかにあるか。次のごとくである。

昭宗の末、京師、錢を用ふる、八百五十、貫をなし、百ことに纔に八十五、河南府は、八十をもつて百となすといふ、